

## 「革新的研究開発推進会議」の開催等について

平成 26 年 2 月 14 日

総合科学技術会議議長決定

- 1 総合科学技術会議令(平成12年6月7日政令第258号)第4条の規定に基づき、「革新的研究開発推進プログラム」(以下「プログラム」という。)の着実な推進を図るため、プログラムの基本的な方針、プログラム・マネージャー(PM)及び研究開発プログラムの選定、フォローアップ等についての審議・検討を行うことを目的として、「革新的研究開発推進会議」(以下「推進会議」という。)を開催する。
- 2 推進会議の構成員は、内閣府特命担当大臣(科学技術政策担当)、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官並びに総合科学技術会議の議員のうち内閣府設置法(平成11年法律第89号)第29条第1項第5号及び第6号に掲げる者とする。座長は、内閣府特命担当大臣(科学技術政策担当)をもって充てる。
- 3 推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)において処理する。
- 4 「最先端研究開発支援プログラムの運用について」(平成21年12月3日総合科学技術会議(平成23年7月29日改訂))に基づいた最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラムに関するフォローアップ及び評価等については、推進会議において実施する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、推進会議座長が定める。

(参考)

総合科学技術会議令  
(平成十二年六月七日政令第二百五十八号)

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

(専門委員)

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術会議(以下「会議」という。)の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(専門調査会)

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(庶務)

第三条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

(雑則)

第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。